



vol.01

連載 一人権だより

新

春明けましておめでとうございます。
この度、人権教育啓発に関する連載コー
ナーをスタートさせることとなりました。

桂川町では、毎年7月を「桂川町人権・同
和問題啓発強調月間」とし、町内での街頭啓
発をはじめ、7月の第一日曜日には「市民講
座」として人権講演会等を開催しています。
また毎年10月には、全行政区において「人権・
同和問題地域懇談会」を開催し、みなさまの
ご理解とご協力により、昨年は40回目の地域
懇談会を開催することができました。

これまでの取り組みにより、以前のような、
あからさまな目に見える差別事象は少なくな
りましたが、残念なことに、今だに差別は無
くならず、むしろ社会が複雑化する中で新た
な人権課題も生まれているのが現状です。

これら多様化する人権課題に対し柔軟な対
応をしていくため、平成21年度に、これまで
の事業推進体制を見直し、新たに「人権教育
啓発推進委員会」（以下、「推進委員会」）を
立ち上げました。推進委員会では、人権教育
啓発事業の実施に関する調査・研究をはじめ、
事業の企画・立案等を行い事業の推進に努め
ています。

人権課題が多様化し、差別が陰湿化する一

方、ここ数年の講演会ならびに「人権・同和
問題地域懇談会」では参加者の減少と高齢化、
固定化が進み、若年層への参加呼びかけをは
じめ、内容等の見直しについて多くの声をい
ただいております。

桂川町では、現在実施している7月の「桂
川町人権・同和問題啓発強調月間」の取り
組みと「人権・同和問題地域懇談会」を人権
教育啓発の柱としながらも、今後より多くの
方々に幅広く啓発していくためにはどのよう
にすれば良いかということを検討し、『広報
けいせん』を通して、人権に関する情報を常
時発信していこうと、今年より人権コーナー
をスタートさせることとなりました。

またこれと併せ、町が設定した研修会に参
加していただくというスタイルだけでなく、
みなさまの希望する研修会をこちらからお届
けするスタイルを導入した「人権出前講座」
を開設することとなりました。

このコーナーでは、ご家庭で、肩の力を抜
いて日頃から「人権」を考えていただくきつ
かけとなればと考えております。

一人ひとりの人権が大切にされるまちづく
りを進め、「人権文化の町けいせん」をめざ
してこれからよろしく願っています。

本誌面について、ご意見・ご感想などございましたら、下記まで
お送りください。

【問合先】 〒 820-0606

嘉穂郡桂川町大字土居 360 番地 桂川町隣保館内
隣保館・人権同和問題教育係 (☎ 65・1187)

